

第 3 次男女共同参画基本計画の実施状況についての委員の主な意見
 (「雇用・セーフティネットの再構築」関係)

第 3 次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況を監視すること等を目的とする男女共同参画会議監視専門調査会としては、政府において、当該施策が着実に遂行されていることは当然の前提である。

その上で、今回の監視対象である「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について特に留意すべき点として委員から出された主な意見は以下のとおりである。

第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	委員の主な意見	女子差別撤廃委員会の最終見解
<p>1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進</p> <p>ア 男女雇用機会均等の更なる推進</p> <p>イ 男女間の賃金格差の解消</p> <p>ウ セクシュアルハラスメントに関する雇用管理の改善の推進</p>	<p>○ 若い世代の雇用が非常に劣化している中で、男女共同参画というメッセージがその世代にきちんと届いているのかどうか、届いていないとした場合、どこに問題があるのか考える必要がある。</p> <p>○ 若者の雇用問題を考えた場合、従来の新卒主義の採用形態では限界があると思われるので、企業に採用形態の見直しを求めるような取組を行うべきである。</p> <p>○ 大学生の就業力育成のためにももっと働くことに関連した法的知識を身に付けてもらう就職支援が必要である。</p> <p>○ 賃金格差の「見える化」は重要であり、ガイドラインが更に有効活用されるよう取組を推進すべきである。</p> <p>○ 均等法では性による差別意識に基づく言動はセクハラと認定されていないが、公務員は人事院の規定で「女のくせに」や「女の子・男の子」「おばさん、おじさん」等もセクハラに該当するとされている。こうした差別意識や人格否定につながる言動も均等法に明記するべきである。</p>	<p>【雇用】</p> <p>46. 委員会は、本条約第 11 条の十分な遵守を達成するため、労働市場における事実上の男女平等の実現を優先することを締約国に要請する。委員会は、妊娠・出産による女性の違法解雇の実施を防止する措置と、垂直的・水平的職務分離を撤廃し、性別に基づく男女間の賃金格差を是正するために、本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 25 号に従った暫定的特別措置を含め、具体的措置を講じるよう締約国に勧告する。委員会は、有効な実施と監視体制を整備し、法的支援や迅速な事案処理を含めて女性の救済手段へのアクセスを確立するために、締約国が、官民双方の雇用の分野における、セクシュアル・ハラスメントを含む女性差別に対して、制裁措置を設けることを奨励する。</p>
<p>2 非正規雇用における雇用環境の整備</p> <p>ア 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進</p>	<p>○ パートタイム労働法 8 条に該当する労働者は法改正当初に想定されていた割合よりもはるかに少なく、現状の考えでは均等・均衡待遇は難しいと考える。</p>	<p>【雇用】 パラ 46 参照</p>

<p>イ 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進</p> <p>ウ パートタイム労働対策の総合的な推進</p> <p>エ 労働者派遣事業に係る対策の推進</p>	<p>○ 経済的困難を抱える女性は増えており、パートであっても同一価値労働同一賃金であればと思う。男女の経済格差が様々なに反映していると感じる。</p> <p>○ 非正規雇用から正規雇用への転換をもっと推進すべきである。</p> <p>○ フルタイムパート労働に関する議論はしっかりやるべきである。掛け持ちパートについても議論すべきである。</p>	
<p>4 女性の能力発揮促進のための支援</p> <p>ア 女性の活躍事例の発信</p> <p>イ 在職中の女性に対する能力開発等の支援</p>	<p>○ 生涯学習については、単に趣味的なものや教養を深めるものだけではなく、社会に関わっていく視点が大事である。</p> <p>○ 学びから活動を一步踏み出していくタイプの生涯学習が女性のエンパワーメントのためには大変有効である。学びから活動へ踏み出していくタイプの学習プログラムやモデルがまだ弱いのではないか。</p> <p>○ これまでは、生涯学習という知識、教養を高めるタイプが強く、学びから一步踏み出して、活動し、起業して経済的に自立するという側面が弱かった。課題解決型の学習プログラムは必要であり、そのモデルも増えてきたと思われるので、国の関係予算が減る中、地方にこのような事業に大いに力を入れてもらいたい。</p>	<p>【教育】</p> <p>44. (前略) 委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。(後略)</p>
<p>6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進</p> <p>ア 女性の継続就業のための環境整備</p>	<p>○ M字カーブ問題の解消の場合、それぞれの局面でどのような問題点があるか把握し、その問題点を解決するためには、府省が連携しなければできないところがあるので、そのかじ取りをどこが行うのが</p>	

<p>イ 企業の取組に対する支援</p> <p>ウ その他の取組</p>	<p>重要である。</p>	
<p>7 女性の活躍による経済社会の活性化</p> <p>ア 女性の能力発揮促進のための支援</p> <p>イ 女性の継続就業及び再就職に対する支援</p> <p>ウ 女性起業家に対する支援</p> <p>エ 家族従業者の就業環境の整備等</p>	<p>○ 女性の活躍による経済の活性化について、どういう手段でやろうとしているのか今一つよくわからないが、内閣府としては、なぜそうなっているのかわからないとあまり効果のない手段をとってしまうかもしれないので、分析は重要である。</p> <p>○ 女性の起業の場合、起業経験のある女性だけではなく、弁護士、税理士等の女性専門家とのネットワークをうまくつくることのできるかという点も重要である。</p> <p>○ ソーシャルビジネスを育てるためには、事業の側面だけでなく、ユーザーが使いやすいか、ユーザーにとって必要なものかという視点が必要である。</p> <p>○ 制度はある程度できているが、制度をうまく機能させるためには、様々なソフトウェアをどういう形で肉付けしていくのが重要になるので、成功事例等の発信の中にそれらの要素も取り入れ、知識として吸収してもらうことが必要である。</p>	

第5分野 男女の仕事と生活の調和

基本計画	委員の主な意見	女子差別撤廃委員会の最終見解
<p>1 仕事と生活の調査の実現</p> <p>ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進</p> <p>イ 育児や家族の介護を行う労働者が働きやすい環境の整備</p> <p>ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進</p> <p>エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備</p>	<p>○ 例えば、次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画（事業主、自治体）が労働者にとって有効に機能しているかどうか検討するなど、ワーク・ライフ・バランス施策について、計画策定だけでなく、確実に実行されているかどうか検証する必要がある。</p> <p>○ 「3年育休を取ると、職場で浦島太郎みたいになってしまう」「育休は1年ぐらいにして、短期間勤務で職場復帰できるとよい」等の意見があった。現在の育休の在り方を見直すことも大事なのではないか。</p> <p>○ 女性が就業継続するための障壁はやはり出産・育児である。男性が育休をとれないのは、本人の意識の問題というより職場や社会制度の問題である。男女の平等・公正な活用で経済を発展させた90年代の欧州の社会システムの軌道修正の取組を、我が国でも活かしてほしい。</p> <p>○ 育児休業制度の適用対象となる非正規労働者の範囲を拡大するための法改正や育児休業の有給化について検討が必要である。</p>	<p>【家庭と仕事の両立】</p> <p>48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。</p>
<p>2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援（※次回の監視対象）</p> <p>ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実</p> <p>イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実</p>	<p>○ 東日本大震災を契機に建設業での雇用という、非常にゆがんだ生活保障になっているような気がするので、女性が働きに出られるようにするためには、子どもを預けるシステムをつくる必要がある。ただ現在のやり方でそのシステムをつくるのは、高コストであり、あまり現実的ではないと思われる。</p> <p>○ 企業内託児所の助成の充実や期間の延長を検討すべきである。子どもを連れて通勤するには、交通機関の「女性車両」の拡充なども合わせて必要である。</p>	
<p>3 働く男女の健康管理対策の推進</p>		

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

基本計画	委員の主な意見	女子差別撤廃委員会の最終見解
<p>2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備</p> <p>ア 女性の経済的地位の向上</p> <p>イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備</p> <p>①起業等の支援</p> <p>②就業支援</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>③働きやすい環境の整備</p>	<p>○ 女性の参画を進めていくため、既存の施策の予算について女性優先枠を設けるという取組は、あまり反対もないように思われ、非常に先進的なものと評価できるので、大いに進めてほしい。</p>	<p>【家庭と仕事の両立】</p> <p>48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。</p>
<p>3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり</p> <p>ア 快適に働くための条件整備</p> <p>イ 高齢化の進展への対応</p>		<p>【家庭と仕事の両立】^ハラ48 参照</p>

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

基本計画	委員の主な意見等	女子差別撤廃委員会の最終見解
<p>1 セーフティネットの機能の強化</p> <p>ア 社会保険の適用拡大の検討</p> <p>イ 就労による経済的自立を目指す仕組みの確立</p> <p>ウ ナショナルミニマムの基準・指標の研究</p>	<p>○ セーフティネットの再構築のためには、教育と雇用をどういう形でつないでいくのかというのが、長いスパンで考えたときには、一番大事になってくるのではないかと。例えば、企業の両性就労のベースになるようなところにインターンシップを送り込み、学生が社会に参画するという意識をうまく育てていかないと、持続的な形でうまくいかないのではないかと。</p> <p>○ 企業がどんどん海外に出ている。また国内でも外国人の採用にシフトしており、若年者雇用の問題は大きな課題である。雇用の問題、セーフティネットをどうやって張り巡らすのかということについて、私たちが思ってやってきたことに逆行しているような気がしてならない。ワークシェアリングや、男性の正社員中心の諸制度の見直し等いろいろと考えていかないと解決できないのではないかと。</p>	
<p>2 雇用・就業の安定に向けた課題</p>	<p>(第4分野、第5分野と重複するため省略)</p>	
<p>3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題</p> <p>ア ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>①子育て・生活支援策の推進</p>	<p>○ 離婚が増えている中、特にひとり親家庭の貧困率が問題になっている。離婚すると、別々に暮らすため、家賃や食費等が余分にかかり、それまでの生活レベルを維持するのが基本的に困難な状態が生まれてしまうが、そのことをどう扱っていくのか。単独親権制や面会交流もあまり認められない中、父親と母親がどうしても完全に切り離されてしまうという点にまで今後広げて考えていく必要がある。</p>	<p>【固定的性別役割分担意識】</p> <p>30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。(略)</p>

<p>②就業支援策の推進</p> <p>③養育費の確保</p> <p>④ひとり親家庭への経済的支援</p> <p>イ 生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組</p> <p>①教育費の負担の軽減</p> <p>②子どもがいる世帯の経済的リスクの低減</p> <p>③多様な教育機会の確保</p>	<p>○ 平成 24 年度概要要求をしている高校生、大学生対象の給付型奨学金の創設について、しっかりと取り組んでほしい。</p>	
<p>4 男女の自立に向けた力を高める取組</p> <p>ア 若年期の自立支援の充実</p> <p>①教育領域と職業領域の連携に基づくキャリア教育</p> <p>②若年期におけるライフプランニング支援の充実</p> <p>③困難な状況に置かれた若者への支援</p>	<p>○ ライフプランニングにおいて、女性は就業を継続していないと離婚等の場合厳しい現実面があることをもっと伝えていく必要がある。</p> <p>○ 大学は、今後、卒業生の数年後、数十年後も見据えたキャリア教育を展開していく必要がある。そのために、例えば、認証評価の際にライフプランニングへの取組を一つの基準として採用するなど、もう少し何らかの形で大学をそちらの方に向けてような試みも考えられる。また教員養成課程を有する大学には、例えば、生徒指導論の授業の中で、支援力のある教員の養成に寄与するため、ライフプランニングに関する学習の機会を設けさせるなど、もう少し働きかけの手法を硬軟織り交ぜることができるのではないか。</p> <p>○ 障害者制度改革の推進等は非常に重要であるが、男女共同参画の観点からどう考えているのか、よくわからない。高等学校中途退学者数等についても男女別データがないが、男女別データを収集し、男女</p>	<p>【教育】</p> <p>44. (前略) 委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。(後略)</p>

<p>イ 暴力被害当事者等のエンパワーメントに向けた支援の充実</p> <p>ウ 個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供を図る。</p>	<p>の違いを分析すれば、対応策もわかってくるので、当該データを収集すべきである。</p>	
--	---	--

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

基本計画	委員の主な意見	女子差別撤廃委員会の最終見解
1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	○ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備について、法・制度を見直すときは、有識者だけでなく当事者の声（提案）に耳を傾ける必要がある。	
ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援	<p>○ 生涯学習については、単に趣味的なものや教養を深めるものだけではなく、社会に関わっていく視点が大事である。〈再掲・4分野4〉</p> <p>○ 学びから活動を一步踏み出していくタイプの生涯学習が女性のエンパワーメントのためには大変有効である。社会学習や生涯学習は最近活発ではなくなっている。学びから活動へ踏み出していくタイプの学習プログラムやモデルがまだ弱いのではないか。〈再掲・4分野4〉</p> <p>○ これまでは、生涯学習という知識、教養を高めるタイプが強く、学びから一步踏み出して、活動し、起業して経済的に自立するという側面が弱かった。課題解決型の学習プログラムは必要であり、そのモデルも増えてきたと思われるので、国の関係予算が減る中、地方にこのような事業に大いに力を入れてもらいたい。〈再掲・4分野4〉</p>	44. (前略) 委員会はまた、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や研修を受けることを奨励する対策を教育政策に盛り込むことを確保し、それにより報酬が高い経済分野での就職の機会及びキャリア形成の機会を拡充するよう締約国に要請する。(後略)
イ 高齢男女の生活自立支援 ウ 良質な医療・介護基盤の構築等 エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等 オ 高齢者の貧困等生活上の困難への対応	※ 次回の監視対象	

<p>2 障害者が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>ア 総合的な障害者施策の推進</p> <p>イ 障害者の自立を容易にするための環境整備</p> <p>ウ 雇用・就労の促進</p>	<p>○ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備について、法・制度を見直すときは、有識者だけでなく当事者の声（提案）に耳を傾ける必要がある。 〈再掲〉</p> <p>○ 障害者制度改革の推進等は非常に重要であるが、男女共同参画の観点からどう考えているのか、よくわからない。高等学校中途退学者数等についても男女別データがないが、男女別データを収集し、男女の違いを分析すれば、対応策もわかってくるので、当該データを収集すべきである。 〈再掲〉</p> <p>○ 障害者雇用率は相変わらず低く、就労継続支援A型への国の支出も自立支援給付費の1%でしかない（平成20年度）。福祉的就労から一般就労への移行を進めるため、障害者制度改革の中で、社会的雇用制度について検討が行われるべきである。</p>	<p>【マイノリティ女性】</p> <p>52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として指名することを締約国に要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回報告に盛り込むことを求めた前回の要請(A/58/38、パラ 366)を改めて表明する。この観点から、委員会は、アイヌの人々、同和地区の人々、在日韓国・朝鮮人、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査を実施するよう締約国に求める。</p> <p>【社会的弱者グループの女性】</p> <p>54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入するよう締約国に要請する。</p>
<p>3 外国人が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>○ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備について、法・制度を見直すときは、有識者だけでなく当事者の声（提案）に耳を傾ける必要がある。 〈再掲〉</p>	
<p>4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応</p>	<p>○ 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備について、法・制度を見直すときは、有識者だけでなく当事者の声（提案）に耳を傾ける必要がある。 〈再掲〉</p> <p>○ ぜひ男女共同参画に理解がある女性を人権擁護委員に選んでほしい。</p>	